

(別紙)

実施機関 遠野市長

諮問日 令和3年8月29日（令和3年度遠野市情報公開審査会諮問第1号）

答申日 令和3年12月22日（令和3年度遠野市情報公開審査会答申第1号）

答 申 書

1 審査会の結論

「平成26年度退職職員の退職手当金額がわかるもの（本人が特定されるような氏名や住所等の情報は必要なし）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その全部を非開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとする部分を非開示としたことは、妥当である。

2 審査請求人の主張の要旨

(1) 審査請求の趣旨

実施機関が審査請求人の令和3年3月17日付け行政文書開示請求に対し行った行政文書非開示決定処分は、不当であるため、非開示処分とした当該文書の開示を求めるものである。

(2) 審査請求の理由

本件対象文書について、実施機関は退職者が公表されているため、おおよその退職手当金額が推測でき、個人の権利利益を害するおそれがあることから、その行政文書を非開示文書として判断し、令和3年3月17日付け遠総第462号に係る行政文書非開示決定通知として処分を行ったものとしている。「本人が特定される情報は必要なし」とした上で、開示請求しているため、どのような方法でおおよその退職手当金額が推測できるかの疑問があり、及び他市には開示している例があるため、当該処分は不当であるとし、非開示処分とした文書の公開を求めるものである。

3 実施機関の説明の要旨

(1) 平成26年度退職者の個別の退職手当金額は、遠野市情報公開条例（平成17年遠野市条例第20号）（以下「条例」という。）第7条第2号に該当する個人に関する情報であり、当該個人の意思に基づくことなくしては他人に知られず、また、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当する。

(2) 当市では、遠野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年度遠野市条例第2号）により各年度の退職者の役職及び氏名を公表しているため、退職職員個別の退職手当金額を開示した場合、退職者の数が限定的であること及び退職手当金額にはそれぞれ差異があることから、市広報等で公表されている情報と照らし合わせることでおおよその退職手当金額が推測可能である。当該退職者が所属していた所属関係者や退職の事実を知る者には、当該退職者の退職手当金額を知られるおそれがあり、個人の権利利益を害するおそれがある。

(3) 当市では、平成30年8月23日付け行政文書開示請求（平成29年度退職職員の退職手当金額

が分かるもの) に対し行った行政文書非開示決定処分に係る審査請求及び令和元年7月31日付け行政開示請求(平成30年度退職職員の退職手当金額が分かるもの) に対し行った行政文書非開示決定処分に係る審査請求(以下「前審査請求」という。) に対し、遠野市情報公開審査会から令和元年6月26日付け令和元年度遠野市情報公開審査会答申第1号及び令和元年12月26日付け令和元年遠野市情報公開審査会答申第2号において「審査請求人が開示すべきとする部分を非開示としたことは妥当である。」とする答申を受け、前審査請求を棄却する裁決を2度行った事実がある。

(4) 以上のことから、当該処分は条例に照らして妥当であると判断したものである。

4 調査審議の経過

- (1) 令和3年8月27日 諮問の受理
- (2) 令和3年11月24日 口頭意見陳述
審査

当審査会は、諮問実施機関からの諮問により、諮問書の添付書類(審査請求書、弁明書及び参考資料並びに反論書) 及び各行政機関に対する調査結果に係る書類の内容を踏まえ、経緯及び状況を確認し、審査を行った。

5 審査会の判断の理由

(1) 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、実施機関は条例第7条第2号に該当するとして、非開示とする処分(以下「原処分」という。) を行った。

これに対して、審査請求人は、個人が特定される情報を除いて開示すべきであるとして、原処分の取消しを求めているが、実施機関は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の非開示情報該当性を検討する。

(2) 非開示情報該当性について

ア 当審査会において、本件対象文書を見分したところ、平成26年度に退職した職員の退職手当に係る文書であることを確認し、退職した職員の氏名、退職手当の金額等が記載されており、その全部を非開示とされていることが認められる。

イ 本件非開示部分を非開示とした理由について、実施機関から次のとおり説明があった。

(ア) 平成26年度退職者の個別の退職手当金額は、条例第7条第2号に該当する個人に関する情報であり、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当する。

(イ) 各年度の退職者の役職及び氏名を市広報で公にしているため、退職職員個別の退職手当金額を開示した場合、退職者の数が限定的であること及び退職手当金額にはそれぞれ差異があることから、市広報で公表している退職者の役職及び氏名の情報と照らし合わせることで、おおよその退職手当金額が推測可能である。また、当該退職者が所属していた所属関係者や退職の事実を知る者には、当該退職者の退職手当金額を知られるおそれがあり、個人の権利利益を害するおそれがある。

(ウ) したがって、実施機関では、本件不開示部分を非開示とする処分を行った。

ウ 条例第7条第2号の該当性について

(7) 本件対象文書には、各退職者の氏名、退職手当決定額、控除額及び差引支給額が記載されており、当該情報は、条例第7条第2号の特定の個人を識別することができる情報に該当すると認められ、同号ただし書ア、イ及びウに該当する事情は認められない。

(4) 条例第8条第2項による部分開示の可否について検討すると、退職者の氏名は、個人識別部分であることから部分開示の余地はない。また、その余の部分は、退職手当金額等といった情報であり、これらを公にすることで、当該退職者が所属していた所属関係者や退職の事実を知る者には、当該退職者の特定が可能となり、その結果、当該退職者の退職手当金額等の通常他者に知られたくない情報が知られてしまうとする実施機関の説明は否定しがたく、当該退職者の権利利益を害するおそれがないとは認められないので、部分開示はできない。

エ 前審査請求時の「他市には開示している例がある」という主張について、本件対象文書と同様の趣旨の開示請求に対し部分開示を行った自治体では、常時、退職者の情報を市ホームページや市広報等で公表している状況ではなく、通常の方法で入手し、あるいは入手し得る情報と照らし合わせることができる状況ではないため、容易に特定の個人を識別し、おおよその退職手当金額が推測できる状況にはないことが判明している。

オ 他自治体から部分開示された資料について

(7) 本審査請求において、審査請求人から反論書と併せて提出された他自治体の開示資料について検討する。当該自治体の広報等を調査したところ、当市と同様に条例の規定に基づき、退職者の役職及び氏名を広報に掲載していたため、当該自治体に対し調査を行った。

(4) 当該自治体では、年度中に退職する職員の役職及び氏名情報を広報に掲載しており、生年月日等の個人情報も公開していないことから、当該自治体で公表されている退職者の情報のみで退職者個人を特定できないと判断し、氏名を非開示とする部分開示決定処分を行ったことが当該調査により判明した。しかし、当該自治体の開示資料、広報等の掲載情報を照らし合わせると、退職者の役職及び職員の給料月額並びに退職事由から、氏名を非開示としたとしても、退職者の退職手当金額を特定又は推測可能な状態にあることを確認した。

(ウ) したがって、審査請求人が提出した他自治体の開示資料が、退職者の権利利益を害するおそれがないとは認められない。

カ 国、裁判所における本審査請求に類似した審査事例について

(7) 国、裁判所の諮問機関において、審査請求人が行った「退職職員の退職手当金額がわかるもの（本人が特定されるような氏名や住所等の情報は必要なし）」に類似した審査請求に対し、どのような審査が行われているか調査を行った。

(4) 平成30年1月19日付けで最高裁判所の情報公開・個人情報保護審査委員会から発出された「最高裁判所職員の退職手当額に係る文書の不開示判断に関する件」に関する答申書を確認した。当該答申によれば、全部を非開示とした文書には、最高裁判所職員の氏名、官職、退職手当額を含む退職手当支給文言、退職事由、発令日及び任命権者が記載されており、最高裁判所職員の氏名、官職、退職手当額を含む退職手当支給文言、退職事由、発令日及び任命権者の記載部分は、一体として行政機関の保有する情報の公開に

関する法律（以下「法」という。）5条1号に規定する個人情報に相当するとしている。また、最高裁判所職員の氏名、官職、退職事由及び発令日は慣行として官報等により公にされている情報であることから、記載部分を開示することが考えられるものの、これらの記載部分は、書式を含めて有意な情報とは認められないとして、最高裁判所事務総長が文書全部を不開示とした判断を妥当であるとしている。

(ウ) 平成29年8月22日付けで総務省情報審査会から発出された「平成27年度に退職した職員の退職手当額が分かる文書の不開示に関する件」に関する答申書を確認した。当該答申によれば、全部を不開示とした文書には、退職した職員の氏名、退職手当の金額及び職員退職手当算出表等が記載されており、退職した個々の職員の氏名、退職日、退職金額等の情報は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められるとされている。部分開示の可否に係る検討では、退職者の氏名は、個人識別部分であることから部分開示の余地はなく、その余の部分は、採用年月日、退職日、退職日の本給月額、退職金等の情報であり、これらを公にすると、関係者等一定範囲の者には、当該退職者が誰であるかを特定することが可能となるとしている。その結果、当該退職者の退職手当額等の通常人に知られたくない情報が知られてしまうことを否定しがたく、当該退職者の権利権益を害するおそれがないとは認められないため、部分開示することはできず、対象文書の全部を非開示とした決定は、妥当であるとしている。

(エ) 2件の答申内容を踏まえれば、部分開示に対する考え方に一部差異はあるものの、本審査請求に類似した審査請求について、実施機関が対象文書の全部を非開示とした判断を妥当であると判断している。

キ 以上のことから、本件対象文書の非開示部分は、条例第7条第2号に該当し、及び通常入手可能な市広報等の情報と照らし合わせることでおおよその情報が推測可能であると判断するため、非開示とすることが妥当である。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

(4) 本件非開示処分の妥当性について

以上のことから、審査請求人が開示すべきとする本件対象文書につき、その全部を条例第7条第2号に該当するとして非開示とした処分は、同号に該当すると認められるので、これらの部分を非開示としたことは妥当である。

6 付言

本件に直接関与する内容ではないが、審査請求人から主張のあった「退職者一人分の開示請求の場合、本人をどのように特定することができるか。」ということを検討する。

実施機関では、年度途中も含め全ての退職者の役職及び氏名を広報で公表していることから、仮に退職者が一人のみであった場合、広報と退職職員の退職手当金額が分かる資料を照らし合わせることで、退職者個人と退職手当金額の情報を結びつける可能性が高く、個人の権利利益を害するおそれが高いため、退職手当金額の分かる資料は開示できるものではないことを付言する。

遠野市情報公開審査会

会長 荒 田 昌 典

委員 多 田 恵美子

委員 菊 池 義 孝